

甲賀市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水口歴史民俗資料館及び水口城資料館の年末年始以外の休館日は木曜日及び金曜日としていますが、観光客は週末に来市されることが多いことから、休館日を月曜日及び火曜日に変更するため、甲賀市歴史民俗資料館条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 水口歴史民俗資料館及び水口城資料館の年末年始以外の休館日を木曜日及び金曜日から月曜日及び火曜日に改正します。

【別表第1関係】

(2) この条例改正を周知するため令和7年6月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

休館日の改正により、週末に旅行される観光客に入館いただけるほか、市内の他の資料館と休館日を同一にすることにより、周遊の利便性が向上し、入館者の増加が見込まれます。